

定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書



むつ市・佐井村

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通

むつ市（以下「甲」という。）と佐井村（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日にを保有する。

締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

平成30年1月15日

別表第2中

「2 地域内外の住民との交流及び移住促進

交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

」

「2 地域内外の住民との交流及び移住促進

（1）交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に、

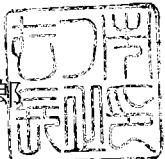
（2）婚活支援の推進

取組の内容	結婚の促進を図るため、男女の多様な出会いの場を創出する等の婚活支援に関する各種事業に取り組む。
甲の役割	婚活支援に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	婚活支援に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

」

改める。

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下宗一郎



乙 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地
佐井村長 樋口秀視

